平成２８年（フ）第７４９号
神奈川県厚木市金田445番地１　アーカス座間Ｃ－102
破産者　永井　孝行
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７５８号
神奈川県平塚市平塚４丁目18番22号
破産者　福島　美紀
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３４２号
静岡県沼津市玉江町５番８号、開始決定時の住所静岡県沼津市玉江町６番33号　第二新井ビル６Ｆ
破産者　新井　拓朗
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第１２１４号
名古屋市緑区神沢２丁目1412番地　コーポＴＯＭＯ201号、従前の住所名古屋市緑区漆山1036番地の３
破産者　梶原　政雄
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７１２号
北九州市八幡西区西折尾町４番７－201号
破産者　武田恵美子
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６７号
福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉1218番地１
破産者　石松　秀人
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１３６号
佐賀県伊万里市山代町久原4075番地２
破産者　岩藤　一人
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第４５５号
鹿児島県鹿児島市武３丁目22番18号（別府アパート202号）
破産者　馬場真樹子
１　決定年月日　平成29年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７７３号
札幌市西区八軒10条東１丁目５番25号リバーサイドミューゲ503号、開始決定時の住所北海道江別市錦町14番地の26
破産者　久禮加世子
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５９号
青森県つがる市稲垣町吉出玉桂32番地１
破産者　花田美弥子
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第５８０号
仙台市若林区中倉１丁目15番１－405号
破産者　鈴木　泰弘
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第５８２号
仙台市泉区高森３丁目４番地の233
破産者　鈴木　正行
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６９０号
仙台市青葉区落合４丁目６番21－104号
破産者　佐藤千寿枝
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
山形県天童市乱川３丁目９番37号　コーポオリエント　203号、前住所山形県天童市大字川原子351番地の５
破産者　須藤　祐二
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４４号
山形県天童市久野本３丁目16番11号
破産者　青木　広美
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４５号
山形県天童市大字大町216番地
破産者　志田　拓也
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１９５号
山形県上山市十日町４番36号
破産者　大瀧　照子
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７９号
新潟県加茂市新栄町７番22号
破産者　小倉　健一
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２８年（フ）第８１号
新潟県加茂市新栄町７番22号
破産者　小倉いみ子
１　決定年月日　平成29年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部